

日本臨床救急医学会 メディカルコントロール検討委員会

横田順一郎

第1回 全国メディカルコントロール協議会連絡会

- 日時:平成19年5月18日(金)17:30~19:00
- 場所:神戸国際会議場メインホール
- 主催:総務省消防庁
- 共催:厚生労働省、(社)日本医師会、**第10回日本臨床救急医学会総会・学術集会**
- 後援:救急振興財団、全国消防長会、日本救急医学会、日本救急医療財団、日本臨床救急医学会

平成26年度 全国メディカルコントロール協議会連絡会

- 日 時 : 平成26年5月30日(金)
 - 15時45分から17時45分(2時間)
- 場 所 : 宇都宮東武ホテルグランデ

- **第17回日本臨床救急医学会総会・学術集会**
- **5月31日、6月1日**
- **会長 鈴川 正之先生 (自治医科大学)**

平成27年度 委員会活動

- **メディカルコントロール体制の質向上に向けた検討**
- **メディカルコントロールテキストの編集**
- **日本救急医学会と共同でのMCに関わる医師、指導救命士の育成**
- **全国MC協議会連絡会企画立案への提言**

平成28年度 委員会活動

1. 病院前医療体制における質の評価指標について

「救急統合データベース」を見据えた「地域におけるメディカルディレクション」評価指標の検討

2. オンラインMCにかかる医師の質について

MC活動にかかわる医師全体の質向上を目指し、標準テキストの作成、研修会のコンテンツ開発と研修カリキュラムの検討などを、日本救急医学会とも連携して進めることにした。

3. 消防法法定協議会の実態調査について

MC活動の基盤となる都道府県MC協議会、医療計画で規定される救急医療協議会(または救急医療対策審議会)および消防法35条で設置が求められる法定協議会の一体化や連携において、都道府県間に格差がある。このため、調査を行うなどして平準化を進めるべきではないか。

4. 地域包括ケアシステムと救急医療について(看取りやPOLSTなどの終末期のあり方を含む)

「傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生のあり方に関する検討委員会」の報告を待ち、学会としての提言をまとめた後、具体的にMC体制にどのように反映させるかを検討することとした。

平成28年度 全国MCへの要望

- ① 救急蘇生法の指針(G2015)の情報提供
- ② 病院前医療におけるクリニカルインディケータについて
- ③ 地域包括ケアと病院前救護の連携例;看取りやPOLST(DNARを含む)と関連して
- ④ 合併症を有する妊婦の救急医療体制はどこまで進んだか
- ⑤ 災害時医療に備えたMC体制
- ⑥ 心肺停止前の処置拡大による効果と課題
- ⑦ 指導救命士制度化の工夫
- ⑧ 病院前救護のICT活用はどこまで進んだか(大阪スマートフォンの例)
- ⑨ 病院前救護における感染対策

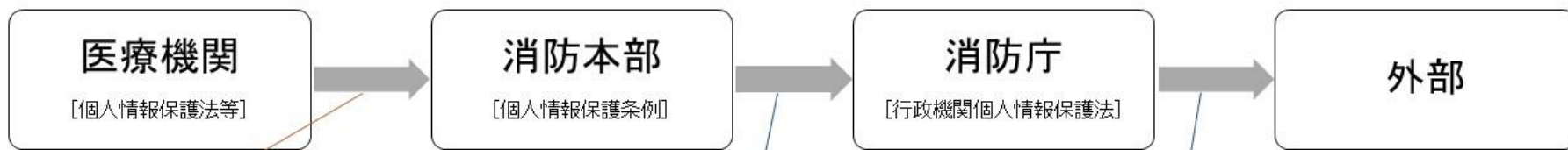
平成29年度 委員会活動

- 改正個人情報保護法に絡む「疾病登録事業の課題」について
- MCテキストについて
- 日本集団災害学会様との合同シンポジウムについて
- 病院前医療における質の評価指標について
- 全国メディカルコントロール協議会連絡会への要望
- 救命士養成時(資格取得前)の病院実習について
- 救急救命処置について

改正個人情報保護法に絡む「疾病登録事業の課題」

- ウツタイン予後調査としてのデータ提出が一部の病院より拒否という事態が発生
- 学術団体としてデータ収集の必要性を出すように理事会より諮問
- 消防庁でも法的解釈を整理することのことで委員会活動に参画
- 消防法第35条の5「実施基準の策定」が「法令の定める事務」に該当する(大阪府_委員会提出)
- 消防組織法第40条に基づく消防業務が個人情報提供の法令上の例外規定に該当する(消防庁)

【参考】個人情報保護法の改正について



<医療機関から消防機関への情報提供>
 (平成17年3月31日付け消防救第95号通知)
 当該情報は、「個人情報」であるが、個人情報提供の例外規定に該当する。

医療機関の種別	法令上の例外規定
個人情報取扱事業者に該当する医療機関（民間） （個人情報の保護に関する法律第2条第5項） <small>※当時は第3項</small>	個人情報保護法第23条第1項第4号に該当 （法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき）
行政機関に該当する医療機関 （行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項）	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号に該当 （法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき）
独立行政法人等に該当する医療機関 （独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項）	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項第3号に該当 （法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき）

<消防機関から消防庁への情報提供>

- ・当該情報は、「個人情報」であるため、個人情報保護条例の適用を受ける。
- ・個人情報保護条例は通常、個人情報保護法と同様の規程が定められているところである。
- ・当該提供は、条例上の「法令等に定めがあるとき」に該当するため、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者へ提供することが可能である。

（平成18年3月13日付け消防参第27号・消防救第38号通知）

<消防庁から外部への情報提供>

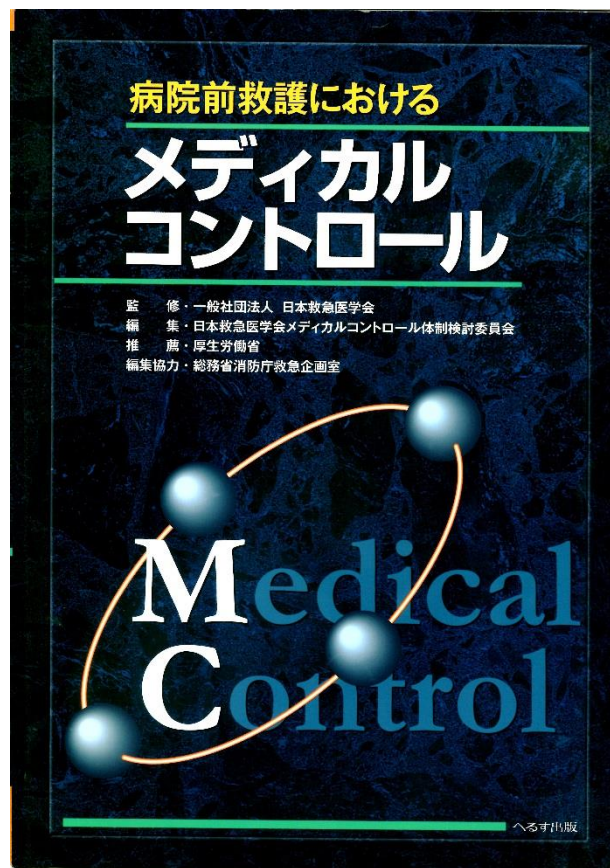
- ・当該情報は、「個人情報」でないため、行政機関個人情報保護法の適用を受けない。
- ・しかしながら、その取扱いは十分慎重に行うべきものであり、第三者から情報提供依頼がなされた場合、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」として一部の情報を不開示情報として部分開示することとする。（消防本部名を不開示としている。）

（平成18年3月13日付け消防参第27号・消防救第38号通知）

MCに関するテキスト



2005年(平成17年) 1月
日本救急医学会MC体制検討委員会



2010年(平成22年) 8月
日本救急医学会MC体制検討委員会

MCに関するテキスト

目次

I 章:MC総論

II 章:MCの管理統括業務

III 章:MCの実務

IV 章:消防機関におけるMC

V 章:さまざまな取り組み

Appendix

救急医療における

メディカル コントロール

監 修:日本救急医学会メディカルコントロール体制検討委員会
日本臨床救急医学会メディカルコントロール検討委員会
編 集:救急医療におけるメディカルコントロール編集委員会
編集協力:消防庁



Medical Control

へるす出版

日本集団災害医学学会における日本臨床救急医学学会との合同シンポジウム

災害時のメディカルコントロール体制の課題と展望

1. 熊本地震 被災地消防の指令センターの状況と救急活動:池田光隆、熊本市消防局東消防署
2. 熊本地震における特定行為に関するMC の役割:高山隼人、長崎県メディカルコントロール協議会
3. 広島土砂災害時のメディカルコントロール体制を振り返る:山野上敬夫、県立広島病院救命救急センター
4. メディカルコントロールとコマンド&コントロール:城月徹、神戸市消防局

シンポジウムのまとめ

- 熊本地震災害時の医師の**指示なし**での重度傷病者に対する輸液の特定行為に関して、MCとして適切な**検証**をし、対応を協議した。通信手段の複数化などの課題はあるが、医学的に質を保証することができた(高山)。
- 地震後熊本市消防局では、**災害時コールトリアージマニュアル**をMC指導のもと作成した。また今後は、被災地消防と緊急援助隊、DMAT等の関係機関のさらなる連携強化が必要と考える(池田)。
- MC体制の一環としての**救助現場の特殊性**を加味した救急救命士教育・研修はいまだ十分ではなく、今後の課題である(山野上)。
- 緊急性の高い災害現場で安全に医療支援活動を実施するためには、警察、自衛隊などの**緊急事態対応機関の連携(コマンド&コントロール)**を**強固**にすることはもちろん、とくに救急救命士が実施する医師の具体的な指示が必要な特定行為の指示体制を含む医療従事者間の連携(**メディカルコントロール**)を**強固**にしなければならない(城月)。

平成30年度 委員会活動

1. 病院前診療の質の評価指標の検討
2. 救急救命処置の調査研究；【自動式人工呼吸器を使用した補助換気】、【12誘導心電図の記録と伝送】などの処置に関する効果と課題について、調査研究を行う
3. MC活動の地域格差を検討し、改善策を学術的な立場から探る。
4. 救急救命士養成課程中の病院実習のあり方について、小委員会を設置。
5. その他

救急救命士病院実習ガイドライン 作成検討小委員会

・ 設置趣旨

救急救命士の病院実習ガイドラインは策定から20年が経過しており、その間医療倫理の変遷や看護師、医学生の実習との兼ね合いで、救急救命士の病院実習のあり方について再検討が必要である。

・ 検討内容

救急救命士の病院実習ガイドラインの見直し

(医療倫理面、看護師・医師などの医療職との整合性など)